

## 熊本市の条例個別指定制度の考え方

## 1 現状

平成24年4月のNPO法改正から2年が経過したが、本市における認定NPO法人制度の利用は、仮認定NPO法人が1件のみとなっており、認定制度の利用が進んでいない現状がある。また、熊本県においても条例個別指定制度の構築に向けて平成24年度より検討が行われ、平成26年4月下旬でパブリックコメント手続きが終了したところである。

## 2 目的

本市としても制度の構築に取り組むことでNPO法人に対する市民の寄附を促すとともに、NPO法人自身が寄附金を集めやすくする環境を整え、NPO法人の財政基盤の強化を図る。

## 3 方針（案）

- (1) 運営組織が適正であって公益的な活動を実施している法人を支援できるような制度としたい。
- (2) 本市のNPO法人の現状等を踏まえた制度とする。  
NPO法人が指定を受けたいと思う制度にすることが重要であるため、NPO法人の現状等を踏まえた制度とする。
- (3) 指定制度を契機として、NPO法人への信頼や期待など市民の気運を高め、市民公益活動の推進を図る。